

埼玉全県航空写真利用要綱

平成四年二月二十二日文書館長決裁

令和七年三月十七日一部改正

(趣旨)

第一条 この要綱は、埼玉全県航空写真（以下「航空写真」という。）の利用について、必要な事項を定めるものとする。

(刊行の範囲)

第二条 航空写真の刊行は、撮影原版フィルムから、密着写真及び部分引伸写真を作成することができるものとする。

(刊行)

第三条 航空写真の刊行を依頼しようとするもの（以下「依頼者」という。）は、県から寄託を受けて航空写真の種板を保管している者（以下「受寄者」という。）が作成した申込書に必要な事項を記入の上、直接受寄者に依頼するものとする。

(刊行物の利用の制限)

第四条 依頼者は、刊行物を複製し、または刊行物を使用して測量を実施しようとする場合、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）に基づく手続きを行わなければならない。

(刊行料金)

第五条 依頼者は、受寄者が定めて埼玉県立文書館が承認した刊行料金を、直接受寄者に納入するものとする。

(その他)

第六条 この要綱に定めるもののほか、航空写真の利用に関して必要な事項については、別に定める。

附則

この要綱は、平成五年一月一日から施行する。

附則

この要綱は、令和七年三月十七日から施行する。